

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 福島県いわき市四倉町字芳ノ沢1番75
氏 名 メルテックいわき株式会社 代表取締役 千田 正康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長 内田 広之



許可の年月日 令和 5年 1月26日
許可の有効年月日 令和10年 1月25日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (溶融固化)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻、ばいじん、汚泥
以上3種類

これらのうち、特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面のとおりであり、水銀回収義務が生じるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

処 理 施 設 の 種 類	燃え殻等の溶融固化施設
処理する特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻、ばいじん、汚泥 以上3種類
設 置 場 所	いわき市四倉町字芳ノ沢1番75
処 理 能 力	158.5 t/日 (24時間)
設 置 年 月 日	平成29年10月17日

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 1月26日 新規許可

令和 4年 9月 9日 変更許可 (特別管理産業廃棄物の種類 (汚泥) の追加、燃え殻に係る有害物質項目 (六価クロム化合物及びダイオキシン類) の追加)

令和 5年 1月26日 更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無



【特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目】

燃え殻

(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上6項目

ばいじん

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上7項目

汚泥

(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物若しくは砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4項目

(以下余白)